

【事案の概要】

本件は、D（以下「D」という。）が所有する別紙物件目録記載Ⅰ及びⅡの各土地（以下、併せて「本件各土地」といい、各土地を同目録記載番号を付して「本件土地Ⅰ」「本件土地Ⅱ」という。）につき、被告の江戸川都税事務所長から非住宅用地又は一般住宅用地として固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の税額等の通知を受け、それに応じて D 及び同人から本件各土地を相続した原告が上記通知どおりの固定資産税等を納付していたところ、平成 16 年に D が本件各土地上に別紙物件目録記載Ⅲの建物（以下「本件建物」という。）を建築したことから、それ以降は本件各土地については小規模住宅用地又は市街化区域農地として固定資産税等が賦課されるべきであるのに、これがされないまま非住宅用地又は一般住宅用地として過大な固定資産税等を納付させられたとして、原告が被告に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、被告から還付を受けていない平成 17 年度分から平成 21 年度分までの過納付金相当額及び弁護士費用相当額の損害賠償並びにこれに対する不法行為日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原告は、当初、損害に関し、過納付金相当額については、被告から還付を受けた平成 22 年度分から平成 26 年度分までの過納付金相当額を参考に 1000 万円を下回らず、弁護士費用相当額については 100 万円と主張していた（主位的請求）が、後に、D 及び原告が被告に過納付した日付及び金額を特定し、付帯請求を各過納付ごとに起算する請求を追加するとともに、弁護士費用相当額についてもその合計額の 1 割相当額とした（予備的請求）。

2 前提事実（証拠を付記しない事実は、当事者間に争いがないか、弁論の全趣旨により容易に認められる。なお、証拠について枝番を全て挙げる場合には、枝番の記載を省略する。）

（1）法令等の定め

ア 固定資産税等については、納税者の申告によって納税額を確定する申告納税方式ではなく、課税庁の処分により納税額を確定して納税者に課税する賦課課税方式が採用されている。

市町村長は、総務大臣の定める固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならない（地方税法 403 条 1 項）、固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならない（同条 2 項）。また、市町村には、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、価格決定の補助を行うための固定資産評価員が設置され（同法 404 条 1 項）、市町村長は、固定資産評価員等に固定資産の状況について毎年少なくとも 1 回の実地調査をさせなければならない（同法 40

8 条)。

市町村長は、固定資産評価員から提出される評価調書に基づいて、固定資産の価格等を毎年決定し（同法 410 条 1 項（平成 23 年法律第 30 号による改正前の規定による。)), 当該価格等を直ちに固定資産課税台帳に登録しなければならない（同法 411 条 1 項）。その後、固定資産課税台帳に登録した旨の公示、縦覧等の手続を経て、固定資産税は、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日に賦課される（同法 359 条）。

なお、東京都の特別区の存する区域においては、都が固定資産税等を課税するものとされており（同法 734 条 1 項、735 条 1 項）、都知事は、固定資産税等の賦課徴収に関する事項のうち、課税標準である固定資産の価格の決定に関する事項を除く事項を都税事務所長等に委任することとされている（東京都都税条例（以下「都税条例」という。）4 条の 3 第 1 項）。

イ（ア）固定資産税の課税標準は、原則として固定資産の価格で固定資産課税台帳に登録されたものであるが（地方税法 349 条）、住宅用地に対して課する固定資産税の課税標準は、当該住宅用地の固定資産の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とされており（同法 349 条の 3 の 2 第 1 項（平成 17 年度分の固定資産税については平成 18 年法律第 7 号による改正前のもの、それ以降の固定資産税については平成 23 年法律第 83 号による改正前の規定による。)), 住宅用地のうち小規模住宅用地（住居当たりの面積が 200 平方メートル以下であるもの）に対して課する固定資産税の課税標準は、当該小規模住宅用地の固定資産の課税標準となるべき価格の 6 分の 1 の額とされている（同条第 2 項）。

また、都市計画税の課税標準は、当該土地の固定資産税の課税標準となるべき価格であるが（同法 702 条（平成 17 年度分の都市計画税については平成 18 年法律第 7 号による改正前のもの、平成 18 年度分及び平成 19 年度分の都市計画税については平成 20 年法律第 21 号による改正前のもの、平成 20 年度分以降の都市計画税については平成 23 年法律第 83 号による改正前の規定による。)), 住宅用地に対して課する都市計画税の課税標準は、当該土地の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額とされ（同法 702 条の 3 第 1 項）、小規模住宅用地に対して課する都市計画税の課税標準は、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とされている（同条第 2 項。以下、小規模住宅用地に対する減税措置に係る特例を「小規模住宅用地の特例」といい、住宅用地に対する減税措置に係る特例と併せて「住宅用地の特例等」という。）。

（イ）市街化区域農地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格によって定められるべきものとされ、本件で問題とされてい

る平成 17 年度から平成 21 年度の期間において市街化区域農地に対して課される固定資産税の額は、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額を課税標準とした場合における税額とされ、同期間において市街化区域農地に対して課される都市計画税の額は、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額を課税標準とした場合における税額とされている（同法附則 19 条の 2（平成 23 年法律第 105 号による改正前の規定をいう。）、19 条の 3、26 条（平成 17 年度分の固定資産税については平成 18 年法律第 7 号による改正前のもの、平成 18 年度分から平成 20 年度分までの固定資産税については平成 21 年法律第 9 号による改正前のもの、平成 21 年度分の固定資産税については平成 24 年法律第 17 号による改正前の規定による。）、27 条。以下市街化区域農地に対する減税措置に係る特例を「市街化区域農地の特例」という。）。

（ウ）なお、住宅用地の特例等の適用を受ける土地にあつては、固定資産課税台帳の価格として、同特例の定める率を乗じて得た額を登録し（地方税法 381 条 6 項、同法附則 15 条の 5（平成 17 年度分の固定資産税については平成 18 年法律第 7 号による改正前のもの、平成 18 年度分から平成 20 年度分の固定資産税については平成 21 年法律第 9 号による改正前のもの平成 21 年度の固定資産税については現行の規定による。）、市街化区域農地の特例の適用を受ける土地にあつては、同特例に規定する課税標準となるべき額を登録しなければならない（同法附則 28 条 3 項）。

ウ 住宅用地の所有者は、当該年度の賦課期日現在における当該住宅用地について、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに、その所在及び地積、その上に存する家屋の所有者、床面積、住居の数、その他必要な事項を記載した申告書を都知事に提出しなければならない（地方税法 384 条 1 項、都税条例 136 条の 2）、正当な理由なく申告義務を履行しなかった者に対しては、10 万円以下の過料が処せられる（同法 386 条、同条例 137 条）。

（2）当事者、本件各土地の利用状況及び権利関係

ア 原告は、D の養女である。

イ 被告は、普通地方公共団体であり、その特別区である江戸川区の区域内に本件各土地が所在している。

ウ 江戸川都税事務所長は、本件各土地の固定資産税等の賦課徴収に関する事務を行う者である。

エ D は、平成 14 年 3 月 6 日、本件各土地を相続により取得し、平成 16 年 1 月 31 日に、本件各土地上に本件建物を建築して、同建物を株式会社ベネッセスタイルケア（以下「ベネッセ」という。）に賃貸した（あ 1～3、5）。

オ D は、平成 20 年 6 月 1 日に死亡し、原告は、本件各土地及び本件建物を相

続により取得した（あ1～3）。

カ また、原告は、平成27年10月27日付け遺産分割協議により、Dが本件各土地について過納付した固定資産税等に関する被告に対する損害賠償請求権を取得した（あ4）。

（3）本件各土地に係る固定資産税等の過納付

ア 江戸川都税事務所長は、平成17年度分以降の固定資産税等として、本件各土地に対し、非住宅用地又は一般住宅用地として別紙1、2の各税額比較表の既課税額の税額計 a 欄記載の各金額を賦課する旨を決定し、これを通知した（あ11～15、い1）。

しかしながら、江戸川都税事務所長は、平成17年度分以降、別紙1、2の各税額比較表の住宅用地等とした場合の課税額欄記載のとおり、本件土地Ⅰを小規模住宅用地として、本件土地Ⅱのうち本件建物の敷地部分を小規模住宅用地として、同農地部分を市街化区域農地として課税価格を決定すべきであり、その場合の課税額は、同表の上記課税額欄の税額計 b 欄記載の各金額であった。

イ 本件各土地の固定資産税等について、平成17年度分から平成19年度分についてはDが、平成20年度分以降については原告が、江戸川都税事務所長が通知した上記税額計 a 欄記載の各金額のとおり、別紙3記載の各納付日に納付し、本来課税すべきであった上記税額計 b 欄記載の各金額との差額である別紙1、2の差額欄記載の各金額を過納付した（あ11～17）。

（4）固定資産税等の一部還付

被告は、平成27年2月、原告に対し、平成22年度分から平成26年度分の本件各土地の固定資産税等の過納付の合計額966万3400円を還付した。

（5）本件訴えに係る経緯等

ア 原告は、本件訴訟の提起前に、被告に対して、過納付金全額の還付を求めたものの、被告が平成21年度分以前の過納付金の還付を拒んだことから、民事調停を申し立てた（東京地方裁判所平成27年（ノ）第348号調停事件）。

同事件は、第1回調停期日において調停が不成立となったため、原告は本件訴えを提起した。

イ 被告は、平成27年12月2日の本件第1回口頭弁論期日で陳述した同日付け答弁書において、原告の請求に係る国家賠償請求権（以下「本件請求権」という。）につき、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

（1）被告行為の国家賠償法上の違法の有無（争点1）

（原告の主張）

Dは、本件建物の建築後遅滞なく同建物の所有権保存登記手続をしているし、江戸川都税事務所職員の求めに応じて本件建物の建築工事請負契約書等の資料

を提出したのであるから、固定資産の評価に関する事務に従事する被告の職員（以下「被告評価担当職員」という。）は、本件各土地について適切な調査をすることができた。また、本件各土地上に建築された本件建物は、当初から介護付き有料老人ホームとして使用されており、外観においても同土地が住宅用地であることが明らかであった。これらの事実からすると、江戸川都税事務所長は、本件建物が建築された平成 16 年 1 月 31 日以降、本件各土地を小規模住宅用地及び市街化区域農地として固定資産税等の賦課決定をすべき職務上の義務を負っていたにもかかわらず、これを非住宅用地及び一般住宅用地として課税し、過大な固定資産税等を賦課していたから、国家賠償法 1 条 1 項の違法がある。

なお、被告の主張する都税条例上の住宅用地の申告義務の履行は、小規模住宅用地の特例の適用要件ではなく、被告の行為につき国家賠償法上の違法を否定する理由にはならない。

（被告の主張）

前提事実（1）ウのとおり、住宅用地の所有者は、当該住宅用地について、住宅用地の所在及び地積、その上に存する家屋の所有者、床面積、住居の数、その他必要な事項を申告すべき都税条例上の義務を負い、正当な理由なくこれを履行しなかった者は過料に処せられる。そして、本件各土地は従前畑であり、平成 16 年に本件建物の建築によって同建物の敷地部分が住宅用地となったにもかかわらず、D は上記申告義務を履行しなかった。

このような事情の下においては、江戸川都税事務所長が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件各土地に係る固定資産課税台帳の登録事項に関する認定を誤ったとはいえないから、被告の行為に国家賠償法上の違法はない。

（2）消滅時効の成否（争点 2）

（被告の主張）

D は、本件各土地以外に畑として課税されている土地及び共有名義で住宅用地として課税されている土地を所有していたため、不動産賃貸に供されている本件各土地の税額と畑や住宅用地とされた他の土地の税額とを明確に区別して認識していたのであり、畑や住宅用地として課税されていた他の土地に比して本件各土地の税額が不相当に高額となっていたことを容易に認識し得た。さらに被告は、土地所有者に対して、毎年度、納税通知書及び課税明細書（以下、併せて「課税明細書等」という。）並びにその説明文書を送付しているところ、本件各土地の課税明細書等には「全部非住宅用地」と記載されており、その送付に当たっては、住宅用地の特例等についての案内や住宅用地所有者の申告義務について注意を喚起する文言が記載された文書を同封していたのであるから、D 及び原告は、各年度において課税明細書等の送付を受けて納税するに当たり、本件

請求権について、請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度に現実に認識したものといえる。

したがって、平成 17 年度分から平成 21 年度分の課税明細書等の送付及びこれに基づく納税の時点から、いずれも 3 年以上が経過していることから、D 又は原告が損害を知った時から 3 年以上が経過しており、本件請求権は消滅時効が完成している。

（原告の主張）

原告は、平成 26 年 10 月頃、被告から指摘を受けて初めて、本件各土地に対する固定資産税等の課税に誤りがあったことを知るに至ったが、同時点においても、具体的にどのような損害があったのか認識できておらず、平成 27 年 2 月、被告から過去 5 年分の過納付金の還付を受けて初めて、具体的な損害の発生を認識したといえるから、消滅時効の起算点は、平成 27 年 2 月、又は、早くとも平成 26 年 10 月頃であり、本件請求権の消滅時効は完成していない。D 及び原告が被告に対して 10 年以上も過納付金の返還を請求していなかったことから、D 及び原告が上記時点まで損害を認識していなかったことは明らかである。

（3）過失相殺の可否（争点 3）

（被告の主張）

D は、本件各土地以外にも不動産を所有しており、本件各土地に小規模住宅用地の特例が適用されていないことを容易に知り得たにもかかわらず、住宅用地の申告その他の土地所有者であれば通常行ふべき行為を行わなかった。また、争点 1 で主張したとおり、D 及び原告は、住宅用地の所有者として、住宅用地の所在及び地積等の必要な事項を申告する義務を負っていたのに同義務を履行していない。

これらの事情に照らせば、本件の各過納付による損害の発生及び拡大には D 及び原告の過失が寄与していたというべきであり、過失相殺をするのが相当である。

なお、江戸川都税事務所職員は、本件建物の完成後、本件建物の建築工事請負契約書等の資料を受け取ったことはあるが、これは本件建物の課税標準を調査するためのものであり、本件各土地に小規模住宅用地の特例の適用があるか否かを判断するためには、別途本件建物の底地以外の土地の利用状況を把握する必要があるから、かかる事由は過失相殺において考慮すべきでない。

（原告の主張）

都税条例 137 条 1 項は、住宅用地に係る申告義務違反につき、単に「申告をしなかった場合」に過料を科すると規定しているのであるから、同項は申告の形式を申告書によるものに限定しておらず、口頭による説明の形式で申告することも認めているというべきである。D は、平成 16 年 3 月又は 4 月に江戸川都税

事務所職員の訪問を受けた際、本件建物の建築工事請負契約書その他の資料を同職員に交付するなど、固定資産税等の評価のために必要な説明をしているから、都税条例に基づく住宅用地の申告を行っている。

仮に同条項が申告書の提出を要求しているものとしても、原告は、江戸川都税事務所職員の求めに応じて建築工事請負契約書等の資料を提出し、その後異議を述べられず、申告書の提出を求められることもなかったのであるから、原告には住宅用地の申告書を提出しなかったことにつき正当な事由があるといえ、申告書を提出しなかったことを過失相殺において考慮することは許されない。

また、被告は、本件建物の建築当時、本件建物を住居と認定しており申告書がなくとも本件建物が住宅であることを認識していたし、そもそも市街化区域農地を一般住宅用地又は非住宅用地と認定しており、申告書の提出とは無関係に誤った課税をしているのであるから、D 及び原告が申告書を提出しなかったことは、損害の発生及び増大に寄与しているとはいえず、過失相殺において考慮すべきではない。

（４）遅延損害金の起算日（争点４）

（原告の主張）

本件の各過納付は、平成 17 年 1 月 1 日時点における本件各土地に対する固定資産税等の賦課を誤ったことに起因するから、同日が不法行為日であり遅延損害金の起算日となる。

仮に、不法行為日が賦課決定日ではないとしても、D 及び原告が固定資産税等を被告に納付した各日が不法行為日として遅延損害金の起算日となる。なお、この場合でも、弁護士費用相当額の損害については当初の不法行為日である平成 17 年 1 月 1 日に発生している。

（被告の主張）

争う。

【争点に対する判断】

1 認定事実

前提事実並びに証拠（個別に付記）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（１）本件建物は、介護付き有料老人ホームとしてベネッセに賃貸することを目的として建築され、平成 16 年 2 月 27 日、所有権保存登記がされた（あ 3）。また、本件建物は、不動産登記記録上の種類を養護所と記載されているほか、外観からも、多数の住居からなる居住用建物であることを容易に判断することができ（あ 5）、被告は、平成 16 年に、不動産取得税を課税するに際し、本件建物の用途を寄宿舍・事務所と認定した上、主たる部分を「住宅部分」として税額

を算定している（あ 8）。

（2）江戸川都税事務所職員は、平成 16 年 3 月又は 4 月頃、本件建物の固定資産税等を評価するため、D ないし原告方を訪問し、D 又は原告から本件建物の建築工事請負契約書等の資料を受け取った（弁論の全趣旨）。

（3）D は、本件各土地以外に畑として課税されている土地及び共有名義で住宅用地として課税されている土地を所有していた（い 1，4，弁論の全趣旨）。

（4）被告は、D 又は原告に対し、本件各土地について、摘要欄に「全部非住宅用地」という記載のある課税明細書等を送付し（い 1），平成 17 年度においては、課税明細書等と共に、住宅用地の特例等についても記載された住宅用地の申告に関する案内文書（い 3）を送付し、平成 18 年度以降は、課税明細書等に同封している説明文書において、税負担の減額措置を受けるための住宅用地又は小規模住宅用地（以下「住宅用地等」という。）の申告書の提出を求めている（い 2 の 2 から 5）。

（5）D 及び原告は、平成 16 年から平成 23 年までの期間、本件各土地の所在及び地積、本件各土地上に存する本件建物の所有者、床面積、住居の数、その他必要な事項を記載した申告書を都知事に提出していない。

2 争点 1（被告行為の国家賠償法上の違法の有無）について

（1）国家賠償法 1 条 1 項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものであって、公権力の行使に当たる公務員の職務上の行為が同条項の適用上違法と評価されるのは、当該公務員が、当該行為によって損害を受けたと主張する特定の国民との関係において、職務上の法的義務として通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為を行ったと認め得るような事情がある場合に限るものと解するのが相当である（最高裁昭和 53 年（オ）第 1240 号昭和 60 年 11 月 21 日第一小法廷判決・民集 39 卷 7 号 1512 頁，最高裁平成元年（オ）第 930 号平成 5 年 3 月 11 日第一小法廷判決・民集 47 卷 4 号 2863 頁参照）。

前提事実（3）ア、イのとおり、江戸川都税事務所長は、本件各土地について、小規模住宅用地の特例及び市街化区域農地の特例を適用しなければならないところ、平成 17 年度以降これを適用せずに、D 及び原告に対し過大な固定資産税等を賦課徴収していたのであるから、そのような過大な固定資産税等の賦課徴収行為が国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法と評価されるかどうかは、被告評価担当職員が、小規模住宅用地の特例及び市街化区域農地の特例の適用に関する調査・認定に当たり、D 又は原告との関係において、職務上の法的義務として通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件各土地に係る調査・認定を

行ったと認め得るような事情があるかどうかによって判断するのが相当である。

（２）そこで検討するに、前提事実（１）のとおり、固定資産税等については、地方税法上、申告納税方式ではなく賦課課税方式が採用されており、課税庁は、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法により、固定資産評価基準に従った公正な評価を行って価格を決定する義務を負っている。

また、小規模住宅用地の特例及び市街化区域農地の特例は、同特例の要件を満たす土地の課税標準を通常よりも低額にすることによって、同土地の固定資産税等を減額しようとするものであり、同特例の適用につき、当該小規模住宅用地及び市街化区域農地の所有者の申告が要件となっているわけではなく、被告評価担当職員が裁量を有するものでもない。

以上の地方税法の規定に徴すると、被告評価担当職員は、小規模住宅用地及び市街化区域農地の所有者からの申告の有無にかかわらず、各所有者との関係で小規模住宅用地の特例及び市街化区域農地の特例の各要件の有無を調査し、同特例が適用される土地には、同特例の基準に従って算出した価格を評価すべき職務上の注意義務を負っていると解すべきである。

（３）そして、前提事実及び上記１の認定事実によれば、本件建物の登記には養護所と記載されていること、本件建物が外観上、多数の住居からなる居住用建物であることが明らかであることからすると、本件各土地のうち本件建物の敷地部分が小規模住宅用地に該当することは明らかであり、被告の不動産取得税に係る事務担当職員においては本件建物の主たる部分が住宅部分と認識していたことをも併せ考えれば、被告評価担当職員は、本件各土地に小規模住宅用地の特例を適用すべきことを容易に知ることができたというべきである。また、本件土地Ⅱのうち農地部分の面積は、約 280 平方メートルから 300 平方メートルと一定の広さがあり、農地であることの判別が外観上困難である事情も窺われないことからすると、被告評価担当職員は、本件土地Ⅱのうち農地部分に市街化区域農地の特例を適用すべきことを容易に知ることができたというべきである。

（４）そうすると、被告評価担当職員は、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と小規模住宅用地の特例及び市街化区域農地の特例を適用しないで本件各土地の固定資産の価格等を評価・認定したものといわざるを得ない。

したがって、被告評価担当職員の上記行為に基づく江戸川都税事務所長の固定資産税等の過大な賦課徴収行為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法というべきである。

なお、被告は、小規模住宅用地の特例及び市街化区域農地の特例の適用に関し、D 又は原告が申告義務を履行しなかったことから、被告評価担当職員の行為が

国家賠償法上の違法を欠く旨の主張をするが、前提事実のとおり、地方税法の規定を踏まえれば、後記 4 で検討するとおり、過失相殺の問題として論じる余地はあるものの、上記の判断を左右するものではなく、失当である。

3 争点 2（消滅時効の成否）について

（１）国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅するところ（国家賠償法 4 条、民法 7 2 4 条）、「損害及び加害者を知った時」とは、被害者において加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度においてこれらを知った時を意味するものと解するのが相当である（最高裁昭和 4 8 年 1 1 月 1 6 日第 2 小法廷判決・民集 2 7 卷 1 0 号 1 3 7 4 頁参照）。

（２）本件においては、前提事実（３）イのとおり、平成 1 7 年 6 月 1 0 日から平成 1 9 年 6 月 2 8 日までの期間は D が、平成 2 0 年 6 月 3 0 日から平成 2 2 年 2 月 2 5 日までの期間は原告が、江戸川都税事務所長が賦課決定した課税額の通知に基づき本件各土地の固定資産税等を納付したところ、D 又は原告が、上記各納付の時点で本件各土地の固定資産税等が小規模住宅用地の特例及び市街化区域農地の特例の適用により減額されていないことを知っていたのであれば、過納付となる金額が相当多額になることも知り得るものであることが推認できるから、同人らは、直ちに本件各土地が小規模住宅用地及び市街化区域農地であることを被告に申告して過納付の状態を解消するとともに、過去の過納付金の返還を求める等の対応をするものといえるのに、平成 2 6 年 1 0 月頃に被告から連絡が来るまで何らの対応をしていないことが認められる。そうすると、同人らは、同月以前に、本件の各過納付による損害を知っていたものと認めることはできない。また、以上のような経過に照らせば、同人らは、江戸川都税事務所長から送付された各年度の課税通知書の記載を信頼し、それを疑っていなかったものと推認することができるから、住宅用地として課税された他の土地との比較等から税額が過大であることに気づくことが容易であったとも認め難いといふべきである。

したがって、同人らにおいて、被告の主張する時点において、被告に対する国家賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度において損害を知ったということとはできない。

よって被告の主張は採用できない。

4 争点 3（過失相殺の可否）について

（１）前提事実（１）のとおり、地方税法及び都税条例が住宅用地等の所有者に当該住宅用地等の固定資産税等の賦課徴収に必要な事項の申告義務を負わせたのは、固定資産税等について賦課課税方式を採用しつつ、固定資産の適正な評

価・認定を行うに当たってすべき調査等を補完し、その過誤の防止に資するためであると解されるところ、正当な事由がない場合の不申告に対しては過料による制裁を定めていることに照らせば、地方税法及び都税条例は、申告により利益を得られる者が申告しない場合には、本来得られるべき利益を得られないことがあっても一定程度はこれを許容するという立場をとっているものと解される。

本件各土地については、上記 1 の認定事実のとおり、原告は、都税条例により住宅用地等の申告を義務付けられているにもかかわらず、所定の申告をしていない。しかも、原告は、毎年度江戸川都税事務所長から送付される課税明細書等、案内文書及び説明文書を検討すれば、本件各土地について小規模住宅用地の特例及び市街化区域農地の特例が適用されていないことが判明するのに、被告が原告に対し連絡をした平成 26 年 10 月まで過誤に気付かず、何らの不服申立ても行わなかったのである。そうすると、原告による不申告の事実、損害の発生及びその増大につき一定程度寄与しているといわざるを得ないから、過失相殺において考慮すべき事情というべきである。

この点、原告は、都税条例所定の住宅用地等の申告を口頭及び資料提供の方法で行い、又は申告書によって申告をしなかったことにつき正当な理由がある旨主張する。しかしながら、前提事実（1）ウのとおり、地方税法 384 条 1 項を受けた都税条例 136 条の 2 は申告の様式として所定の申告書を要求していることからすると、D 及び原告が同条所定の申告をしたものとは認められず、また、そのことに正当な理由があったとすることもできないから、原告の主張はいずれも採用できない。

（2）もっとも、上記 1 の認定事実によれば、江戸川都税事務所長は、同事務所職員が D 又は原告から本件建物の建築工事請負契約書等の提出を受けたのであるから、本件各土地の価格決定及び固定資産税等の賦課決定の各段階において、本件各土地に小規模住宅用地の特例を適用すべきことを認識し得たというべきである上、上記 2（3）で説示したとおり、被告評価担当職員が、市街化区域農地と認定すべき本件土地Ⅱの農地部分について、申告書の有無とは無関係に非住宅用地又は一般住宅用地と認定したことからすると、原告が上記申告義務を履行していたとしても、この点に関する認定の誤りは是正されずに残った可能性があるから、本件の各過納付は、上記のような被告の複数の過失が重畳した結果というべきであり、D 及び原告の申告義務違反の過失を過大に評価することは相当ではないというべきである。

（3）以上認定した双方の過失の内容・程度、その他本件に顕れた一切の事情を考慮すると、本件においては、過失相殺により、原告の損害額から 2 割を控除するのが相当である。

5 争点 4（遅延損害金の起算日）について

（１）原告に生じた固定資産税等の過納付金に相当する損害が現実に発生した時点は、各年度の固定資産税等の納付時であると解するのが相当である。そして、前提事実のとおり、D 及び原告は、別紙 3 記載の各納付日に過納付分を含む固定資産税等を納付したものと認められるから、各納付日を遅延損害金の起算日と認めるのが相当である。

原告は、遅延損害金の起算日を江戸川都税事務所長が平成 17 年度分の固定資産税等につき過大な賦課決定を行った平成 17 年 1 月 1 日である旨主張するが、当該時点において、平成 17 年度分以降の固定資産税等について過納付があったわけではなく、実際に損害が発生したものとは認められないから、同主張は採用することはできない。

（２）また、原告に生じた弁護士費用に係る損害についても、固定資産税等の過納付分の損害と同様、別紙 3 記載の各過納付金の納付日に割合的に発生したものと認めるのが相当であるから、その遅延損害金の起算日も各納付日であると解するのが相当である。

6 小括

以上の判断に基づき、D 及び原告が被った各過納付金相当額の損害から 2 割の過失相殺をした上で、これと相当因果関係のある弁護士費用の損害として各 1 割を加算すると、原告が被告に請求できる損害及び遅延損害金は、主文第 1 項のとおりとなる。

【結論】

よって、原告の請求は、主文第 1 項の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 28 部

裁判長裁判官 岸日出夫 裁判官 小崎賢司 裁判官 大門真一郎

（別紙）物件目録

1 土地

所在 江戸川区○×丁目

地番 ×番××

地目 宅地

地積 449.54 平方メートル

2 土地

所在 江戸川区○×丁目

地番 ×番××

地目 宅地

地積 1 1 1 1 . 0 5 平方メートル

3 建物

所在 江戸川区〇×丁目 ×番地××, ×番地××

家屋番号 ×番××

種類 養護所

構造 鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板葺 3 階建

床面積 1 階 5 3 0 . 3 1 平方メートル

2 階及び 3 階 各 5 3 8 . 8 0 平方メートル

以上

別紙 1 本件土地 I に係る 税額比較表

別紙 3

1 平成 1 7 年度の固定資産税等の納付日

平成 1 7 年 6 月 1 0 日 . . . 1 5 9 万 3 8 6 5 円 (全期分)

2 平成 1 8 年度の固定資産税等の納付日

平成 1 8 年 6 月 2 3 日 . . . 1 7 8 万 8 6 0 8 円 (全期分)

3 平成 1 9 年度の固定資産税等の納付日

平成 1 9 年 6 月 2 8 日 . . . 1 7 8 万 8 6 0 8 円 (全期分)

4 平成 2 0 年度の固定資産税等の納付日

平成 2 0 年 6 月 3 0 日 . . . 4 4 万 7 1 5 2 円 (1 期分)

同年 9 月 3 0 日 . . . 4 4 万 7 1 5 2 円 (2 期分)

平成 2 1 年 1 月 5 日 . . . 4 4 万 7 1 5 2 円 (3 期分)

同年 3 月 2 日 . . . 4 4 万 7 1 5 2 円 (4 期分)

5 平成 2 1 年度の固定資産税等の納付日

平成 2 1 年 7 月 1 7 日 . . . 5 0 万 5 9 3 2 円 (1 期分)

同年 9 月 2 9 日 . . . 5 0 万 5 9 3 2 円 (2 期分)

同年 1 2 月 2 5 日 . . . 5 0 万 5 9 3 2 円 (3 期分)

平成 2 2 年 2 月 2 5 日 . . . 5 0 万 5 9 3 1 円 (4 期分)